

【別紙2】基礎資格組合せコード

下表から基礎資格の組合せを確認し、基礎資格組合せコードを選択してください。

免許種類	基礎資格組合せコード	基礎資格1	基礎資格2	備考
幼稚園教諭専修免許状	001	修士の学位を有する		
	002	大学の専攻科に一年以上在学三十単位以上修得		
	003	大学の専攻科相当課程に一年以上在学三十単位以上修得		
幼稚園教諭一種免許状	004	修士の学位を有する		
	005	学士の学位と同等以上の資格を有する		
幼稚園教諭二種免許状	006	短期大学士の学位を有する		
	007	教員養成機関を卒業		
	008	短期大学士の学位と同等以上の資格を有する		
小学校教諭専修免許状	009	修士の学位を有する		
	010	大学の専攻科に一年以上在学三十単位以上修得		
	011	大学の専攻科相当課程に一年以上在学三十単位以上修得		
小学校教諭一種免許状	012	修士の学位を有する		
	013	学士の学位と同等以上の資格を有する		
小学校教諭二種免許状	014	短期大学士の学位を有する		
	015	教員養成機関を卒業		
	016	短期大学士の学位と同等以上の資格を有する		
中学校教諭専修免許状	017	修士の学位を有する		
	018	大学の専攻科に一年以上在学三十単位以上修得		
	019	大学の専攻科相当課程に一年以上在学三十単位以上修得		
中学校教諭一種免許状	020	修士の学位を有する		
	021	学士の学位と同等以上の資格を有する		
中学校教諭二種免許状	022	短期大学士の学位を有する		
	023	教員養成機関を卒業		
	024	短期大学士の学位と同等以上の資格を有する		
高等学校教諭専修免許状	025	修士の学位を有する		
	026	大学の専攻科に一年以上在学三十単位以上修得		
	027	大学の専攻科相当課程に一年以上在学三十単位以上修得		
高等学校教諭一種免許状	028	修士の学位を有する		
	029	学士の学位と同等以上の資格を有する		
特別支援学校教諭専修免許状	030	修士の学位を有する	小学校教諭の普通免許状を有する	
	031	修士の学位を有する	中学校教諭の普通免許状を有する	
	032	修士の学位を有する	高等学校教諭の普通免許状を有する	
	033	修士の学位を有する	幼稚園教諭の普通免許状を有する	
	034	大学の専攻科に一年以上在学三十単位以上修得	小学校教諭の普通免許状を有する	
	035	大学の専攻科に一年以上在学三十単位以上修得	中学校教諭の普通免許状を有する	
	036	大学の専攻科に一年以上在学三十単位以上修得	高等学校教諭の普通免許状を有する	
	037	大学の専攻科に一年以上在学三十単位以上修得	幼稚園教諭の普通免許状を有する	
	038	大学の専攻科相当課程に一年以上在学三十単位以上修得	小学校教諭の普通免許状を有する	
	039	大学の専攻科相当課程に一年以上在学三十単位以上修得	中学校教諭の普通免許状を有する	
	040	大学の専攻科相当課程に一年以上在学三十単位以上修得	高等学校教諭の普通免許状を有する	
	041	大学の専攻科相当課程に一年以上在学三十単位以上修得	幼稚園教諭の普通免許状を有する	
特別支援学校教諭一種免許状	042	修士の学位を有する	小学校教諭の普通免許状を有する	
	043	修士の学位を有する	中学校教諭の普通免許状を有する	
	044	修士の学位を有する	高等学校教諭の普通免許状を有する	
	045	修士の学位を有する	幼稚園教諭の普通免許状を有する	
	046	学士の学位と同等以上の資格を有する	小学校教諭の普通免許状を有する	
	047	学士の学位と同等以上の資格を有する	中学校教諭の普通免許状を有する	
	048	学士の学位と同等以上の資格を有する	高等学校教諭の普通免許状を有する	
	049	学士の学位と同等以上の資格を有する	幼稚園教諭の普通免許状を有する	
特別支援学校教諭二種免許状	050	小学校教諭の普通免許状を有する		
	051	中学校教諭の普通免許状を有する		
	052	高等学校教諭の普通免許状を有する		
	053	幼稚園教諭の普通免許状を有する		
特別支援学校自立教科教諭一種免許状(理療)	054	特別支援学校教員養成機関の理療科を卒業		所有免許：「あん摩マッサージ指圧師免許」、「はり師免許」、「きゆう師免許」に3免許が登録されていること。
	055	医師免許を有する		
養護教諭専修免許状	056	修士の学位を有する		
	057	大学の専攻科に一年以上在学三十単位以上修得		
	058	大学の専攻科相当課程に一年以上在学三十単位以上修得		
養護教諭一種免許状	059	修士の学位を有する		根拠規定：免許法別表第二イ
	060	学士の学位と同等以上の資格を有する		根拠規定：免許法別表第二イ
	061	保健師の免許を有する	養護教諭養成機関に半年以上在学	根拠規定：免許法別表第二ロ
養護教諭二種免許状	062	看護師の免許を有する	養護教諭養成機関に一年以上在学	根拠規定：免許法別表第二ハ
	063	短期大学士の学位を有する		
	064	教員養成機関を卒業		
栄養教諭専修免許状	065	短期大学士の学位と同等以上の資格を有する		
	066	修士の学位を有する	管理栄養士の免許を有する	
	067	大学の専攻科に一年以上在学三十単位以上修得	管理栄養士の免許を有する	
栄養教諭一種免許状	068	大学の専攻科相当課程に一年以上在学三十単位以上修得	管理栄養士の免許を有する	
	069	修士の学位を有する	管理栄養士の免許を有する	
	070	学士の学位を有する	管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士免許を有する	
栄養教諭二種免許状	071	学士の学位と同等以上の資格を有する	管理栄養士の免許を有する	
	072	学士の学位と同等以上の資格を有する	管理栄養士養成施設の課程を修了し栄養士免許を有する	
	073	短期大学士の学位を有する	栄養士免許を有する	
	074	教員養成機関を卒業	栄養士免許を有する	
	075	短期大学士の学位と同等以上の資格を有する	栄養士免許を有する	

○上位資格者の下位免許取得における登録方法
 ex) 修士学位で一種との対応なし
 (学士の学位と同等以上を使用することで対応していただく)

○基礎資格名称には、免許学校種までの登録とし、詳細は、所有免許状に記載していただくように対応
 ex) 教員免許状を「小学校教諭一種免許状」等と詳細な名称を使用せず、
 「小学校教諭の普通免許状を有する」のような表現とします。

○表現は免許法の表現のみとし、施行規則で定められている詳細は含めていません。(上記以外の対応は、個人申請で対応していただく。)

○養護の一種のときのみ根拠規定が関係するが、チェックを単純にするため、根拠規定との比較